



つくばみらい市告示第38号

つくばみらい市いばらき出会いサポートセンター入会助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市いばらき出会いサポートセンター入会助成金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市いばらき出会いサポートセンター入会助成金交付要綱（平成27年つくばみらい市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「会員であること。」を「会員であり、本市の住民基本台帳に記録されている者。」に改め、同条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 申請時点においてサポートセンターを退会していないこと。

第3条中「サポートセンターの入会登録料の額に2分の1を乗じて得た額」を「助成対象者1人につき8,000円」に、「1人につき1回のみ助成」を「予算の範囲内で交付するもの」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、入会登録料が助成金額を下回る場合は、登録料を限度とする。

第4条を次のように改める。

(助成金の申請及び請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の末日までに、つくばみらい市いばらき出会いサポートセンター入会助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）にサポートセンター発行の領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

第5条中「規定による申請を受けた」を「申請があった」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

第6条から第10条までを削る。

第11条中「前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該助成金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする」を「偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、その者に対して交付した助成金を返還させることができる」に改め、同条を第6条とし、第12条を第7条とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

つくばみらい市いばらき出会いサポートセンター入会助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

助成金の交付を受けたいので、つくばみらい市いばらき出会いサポートセンター入会助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請し、併せて助成金の支払いを請求します。

婚活支援事業 登録番号		左記会員登録日	年 月 日
交 付 申 請 額	円		
サポートセンター会員期間：	年 月 日	～	年 月 日
備考	添付書類： いばらき出会いサポートセンター発行の領収書（写）		

【振込指定口座】

金融機関名	銀行・信金 信組・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

誓 約 書

私は、交付申請に当たり、つくばみらい市いばらき出会いサポートセンター入会助成金交付要綱第2条に規定する助成対象者に該当することを誓約するとともに、住民基本台帳及び市税等の納付状況について、調査することに同意します。

氏名

様式第2号（第5条関係）

つくばみらい市いばらき出会いサポートセンター入会助成金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付で申請のあった助成金については、つくばみらい市いばらき出会いサポートセンター入会助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 結 果 交付 不交付

2 不交付の場合その理由

3 交付決定額 円

4 振込予定日

年 月 日末日までに振込指定口座に振り込みますので、通帳の記帳等によりご確認願います。